作者： Administrator
2018年 4月 01日(日曜日) 00:00 - 最終更新 2018年 5月 31日(木曜日) 17:36

作者： Administrator
2018年 4月 01日(日曜日) 00:00 - 最終更新 2018年 5月 31日(木曜日) 17:36

北　光　会　定　款

昭和33年８月31日改正　　平成10年６月６日一部改正
昭和34年４月21日一部改正　　平成15年６月７日一部改正
昭和36年４月25日一部改正　　平成18年６月10日一部改正
昭和42年６月３日一部改正　　平成24年５月26日一部改正
昭和47年６月３日一部改正　　平成25年６月１日一部改正
昭和51年６月４日一部改正　　平成26年４月１日一部改正
昭和56年６月４日一部改正　　平成27年５月30日一部改正
昭和59年７月５日一部改正　　平成29年５月27日一部改正
平成４年６月６日一部改正

第１章　総　則

(名称等)
第１条　本会は、昭和３年６月２日設立され北光会と称する。
第２条　本会は、本部を秋田市手形学園町秋田大学内に置き、支部は第18条の定めるところによる。
第３条　本会に、事務局を置き、会務を処理する。

第２章　目的及び事業

(目的)
第４条　本会は、会員相互の親睦をはかり、併せて秋田大学工学資源学部、秋田大学国際資源学部、秋田大学理工学部、秋田大学大学院工学資源学研究科、秋田大学大学院国際資源学研究科、及び秋田大学大学院理工学研究科の発展並びに科学技術と産業の発展に寄与することを目的とする。
(事業)
第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
一　会報及び会員名簿の発行
二　資源学及び理工学に関連する科学技術と産業の発展を目指した研究及び教育活動への助成
三　秋田大学工学資源学部、秋田大学国際資源学部、秋田大学理工学部、秋田大学大学院工学資源学研究科、秋田大学大学院国際資源学研究科、並びに秋田大学大学院理工学研究科の学生に対する奨学資金の貸与
四　その他必要と認める事業

第３章　会員

(会員)
第６条　本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。
一　正会員
イ　秋田鉱山専門学校、秋田大学鉱山学部、秋田大学工学資源学部、秋田大学国際資源学部、秋田大学理工学部の卒業生
ロ　秋田大学大学院鉱山学研究科、秋田大学大学院工学資源学研究科、秋田大学大学院国際資源学研究科、又は秋田大学大学院理工学研究科の修了生
ハ　秋田鉱山専門学校、秋田大学鉱山学部、秋田大学工学資源学部、秋田大学国際資源学部、秋田大学理工学部、秋田大学大学院鉱山学研究科、秋田大学大学院工学資源学研究科、秋田大学大学院国際資源学研究科、又は秋田大学大学院理工学研究科に在学した者で理事会の承認を経た者
ニ　技術員養成科、通信教育講座などの附属施設修了生で理事会の承認を経た者
二　準会員
秋田大学工学資源学部、秋田大学国際資源学部、秋田大学理工学部、秋田大学大学院工学資源学研究科、秋田大学大学院国際資源学研究科、又は秋田大学大学院理工学研究科に在学中の者
三　特別会員
イ　秋田大学大学院国際資源学研究科、又は秋田大学大学院理工学研究科に在職する教職員で、希望する者
ロ　秋田鉱山専門学校、秋田大学鉱山学部、秋田大学工学資源学部、秋田大学大学院工学資源学研究科、秋田大学大学院国際資源学研究科、又は秋田大学大学院理工学研究科に在職した教職員で、希望する者
四　賛助会員
イ　本会の事業を援助する個人又は団体で維持年会費を醵出し、理事会において推薦された者
ロ　維持年会費は、会費細則に定める。
五　名誉会員
本会に特別の功労があった者で、総会において推薦されこれを承諾した者
(会費)
第７条　正会員及び特別会員は、会費を毎年納付するものとする。
２　会費年額は、会費細則に定める。
第８条　学部の準会員は、入学時に入会金及び４年分の準会員費を納入するものとする。
２　入会金及び準会員費の年額は、会費細則に定める。

第４章　役員及び特別役員

(役員)
第９条　本会は、次の各号に掲げる役員を置く。
一　会長１名
イ　会長は本会を代表し、会務を総括する。
ロ　会長は、会長選考規程により選出された候補者を総会において決定する。
ハ　会長選考規程は、別に定める。
二　副会長　若干名
イ　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
ロ　副会長は、会長の推薦により総会の承認を経るものとする。
三　理事　250名以内
イ　理事は、理事会を構成して重要な会務を執行する。
ロ　理事は、総会において正会員及び特別会員のうちから支部の推薦者を審議により決定する。ただし、支部長及びクラス幹事長、事務局長は審議を経ないで理事となる。
四　監事　３名
イ　監事は、本会の資産及び会務の執行を監査し、必要に応じて理事会及び総会で意見を述べることができる。
ロ　監事は、総会において正会員のうちから審議により決定する。
五　クラス幹事
イ　クラス幹事は、クラス幹事会を構成して各学部、各学年の学科、またはコースの会員と緊密な連絡をとり、会員相互の連携と親睦を深める役割を実行する。
ロ　クラス幹事は、総会において正会員のうちから各学年、学科またはコースの代表者を審議により決定する。
ハ　学部ごとにクラス幹事長を置く。
第10条　役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。
２　前項の役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(特別役員)
第11条　本会は、次の各号に挙げる特別役員を置く。
一　名誉会長
本会の会長を10年以上経験し、又は会長として特別な業績を有し、総会において推薦された者を名誉会長とする。
二　特別顧問
会長経験者及び特に総会において推薦された者を特別顧問とする。ただし、名誉会長は除く。
三　顧問
副会長経験者及び特に総会において推薦された者を顧問とする。ただし、副会長経験者が支部長又はクラス幹事長を務める場合は、それらを退任後に顧問となる。
四　特別役員及び名誉会員は、会務に関して会長又は理事会の要請により次条に掲げる会議で意見を述べることができる。

第５章　会議

(会議)
第12条　本会に、次の各号に掲げる会議を置く。
一　通常総会
イ　通常総会は、毎年１回開催し、会務を報告し、収支予決算及びその他の重要事項を議決する。
ロ　通常総会は、開催期日の２週間以上前に、付議すべき重要議題を会員に通知する。
ハ　通常総会は、総会出席者及び委任状提出者により成立する。
二　臨時総会
イ　臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は理事会の請求があった場合に開催するものとする。
ロ　臨時総会の招集、成立条件などは通常総会に準ずる。
三　理事会
イ　理事会は、役員をもって構成し、必要事項を協議決定する。
ロ　理事会に、必要に応じて、上記以外の会員を出席させ、協議に加えることが出来る。
四　支部長会
イ　支部長会は、会長、副会長及び支部長をもって構成し、必要事項を協議決定する。
ロ　支部長会に、必要に応じて、上記以外の会員を出席させ、協議に加えることができる。
第13条　前条の会議は、総て会長が招集し、議長には会長をもって充てる。
第14条　第12条に掲げる会議の議決は、出席した会員の過半数により決するものとする。ただし、書面をもって意見を表示した者並びに議決権の行使を他の会員に委任した者は出席とみなす。

第６章　事　務　局

(事務局長)
第15条　事務局に、事務局長を置く。
２　事務局長は、理事会の推薦により正会員のうちから会長が委嘱する。
３　事務局長は、会長の指示に従い会務に従事すると共に、本会所属の施設、文書記録、公印及びその他の財産保管の責任を負う。
(事務局会議)
第16条　本会の会務を遂行するために、事務局長は事務局会議を招集する。
２　事務局会議に、必要に応じて、会長、副会長を出席させることができる。
(事務職員)
第17条　事務局に、事務職員を置く。

第７章　支部及び部会

(支部)
第18条　本会に次の10支部を設け、当該支部の都道府県などに居住する会員をその支部会員とする。

支　部　名	所属都道府県名など
北　海　道	北海道
秋　　田	秋田（大学支部を除く）
東　　北	青森、岩手、宮城、山形、福島
東　　京	東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、長野、新潟
東海北陸	愛知、岐阜、三重、石川、富山
関　　西	大阪、京都、奈良、和歌山、兵庫、滋賀、福井
中　　国	広島、山口、島根、鳥取、岡山
四　　国	徳島、香川、愛媛、高知
九　　州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
大　　学	秋田大学、海外

２　大学支部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
一　秋田大学に在職又は在学する会員
二　海外に在住する会員
第19条　各支部に支部長を置き、当該支部の会務を処理する。
２　各支部は支部規程を定め、会長の承認を経てこれに基き運営する。
３　各支部は、本会の目的に沿った諸事業を行う。
４　各支部の経費の一部は、本部が補助する。

第８章　資産及び会計

(資産)
第21条　本会の基礎を強固にするため基本財産を設置する。
２　基本財産は、入会金及び寄付金をもって充てる。
第22条　経常費は、会員の会費その他の収入をもって充てる。
第23条　本会の資産は、会長名義で郵便局、銀行、その他に預ける。
(会計)
第24条　本会の会計を整理するため、次の各号に掲げる帳簿を備え保存するものとする。
一　基本財産台帳
二　金銭出納簿
三　収支内訳簿
四　その他必要な帳簿
第25条　会長は、毎年度の予算決算を作成し、総会の承認を受けるものとする。
第26条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終るものとする。
第27条　基本財産を使用する場合は、会長が理事会に諮り承認を得るものとする。ただし、総会の事後承認を要するものとする。

第９章　定款の改正

第28条　本定款の改訂は、総会の決議により定める。

附　則　この定款は、平成29年５月27日から施行する。

北光会会費細則

(目的)
第１条　本細則は、北光会員の会費について定める。
(会費)
第２条　本会員は、次の各号の一に該当する会費を納めるものとする。
一　正会員及び特別会員は、年会費３,000円を納めるものとする。
二　学部の準会員が入学時に納める金額は入会金（10,000円）及び４年分の準会員費（1,500円／年×４年）とし、博士前期課程の準会員が入学時までに収める金額は２年分の準会員費（1,500円／年×２年）とする。
三　65歳以上の会員が一括50,000円を納める場合は永年会員会費とする。
四　賛助会員は維持年会費１口（10,000円）以上を納めるものとする。
(改訂)
第３条　本細則の改訂は、総会の決議により定める。

附　則　この細則は、平成24年５月26日から実施する。

作者： Administrator
2018年 4月 01日(日曜日) 00:00 - 最終更新 2018年 5月 31日(木曜日) 17:36